

三条市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三条市犯罪被害者等支援条例（令和4年三条市条例第13号）に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、三条市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）であって、当該行為について警察に被害が認知されており、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できるものをいう。
- (2) 重傷病 負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であり、通算3日以上入院が必要な状態（その疾病が精神疾患である場合にあっては、通算3日以上労務に服することができない状態を含む。）であると医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為に起因する死亡又は重傷病をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 遺族 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者（犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる遺族を故意に死亡させた者を除く。）をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の子、父母（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯に属するもの及び犯罪被害者の死亡時に胎児であった子であって、当該子の母が当該犯罪被害者の収入によってその生計を維持していたもの
 - ウ 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、イに該当しないもの及び犯罪被害者の死亡時に胎児であった子であって、当該子の母が当該犯罪被害者の収入によってその生計を維持していなかったもの

(6) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第7条の規定による申請をするときに市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 遺族見舞金 次条に規定する要件を満たす者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときに県内に住所を有する者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により住民基本台帳に記載された住所以外の場所に居住している場合であって、当該場所に居住していることを客観的に証明できる書類の提出があるときは、当該場所をその者の住所として認めることができる。

(遺族の順位)

第4条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪行為により死亡した者の遺族であって、当該犯罪行為が行われたときに県内に住所を有するもののうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 第2条第5号アに該当すること。

(2) 第2条第5号イに該当すること。（前号の要件を満たす者がいない場合に限る。）

(3) 第2条第5号ウに該当すること。（前2号の要件を満たす者がいない場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、同項の要件を満たす者が複数いるときは、犯罪被害者の子、養父母、実父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順で最も順位の高い者を遺族見舞金の支給対象者とするものとする。この場合において、同順位になる者が複数いるときは、当該者の協議により代表者を定め、当該代表者を支給対象者とするものとする。

3 前2項の規定により支給対象者となる者が遺族見舞金の支給の申請をしないときは、その他の遺族は遺族見舞金の支給の申請をすることができないものとする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円（犯罪被害者が死亡の原因となった犯罪被害に係る重傷病見舞金（他の地方公共団体における同種の給付を含む。）の支給を受けた場合にあつては、当該重傷病見舞金の額を減じた額とする。）

(2) 重傷病見舞金 100,000円

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 支給対象者が他の地方公共団体から支給を受けようとする見舞金と同種の給付

を受けている場合

- (2) 死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときに、犯罪被害者又は支給対象者である遺族が当該犯罪行為の加害者の親族（事実上の婚姻関係を含む。）であった場合。ただし、市長が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が、三条市暴力団排除条例（平成23年三条市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合（見舞金の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三条市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号）に、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおける申請者の住民票、戸籍の附票その他の住所又は居住地を証明することができる書類

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍の謄本又は抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書（申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、その事実を認めることができる書類）

ウ 申請者が支給対象者である遺族であることを証明することができる書類（申請者が配偶者であるときを除く。）

エ 死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、申請者が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等）（申請者が第2条第5号イに該当する遺族であり、支給対象者となる遺族を決定するのに必要があるときに限る。）

オ 受給代表者決定申出書（様式第3号）（第4条第2項の規定により代表者を定めたときに限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおける申請者の住民票、戸籍の附票その他の住所又は居住地を証明することができる書類

イ 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書(犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。)

ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が公簿等により申請者の要件を確認できると認めるときは、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略させることができる。
- 3 支給対象者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該支給対象者から委任を受けた者が当該申請手続きをすることができる。

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、行うことができない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が、重傷病の原因となった犯罪行為により死亡した場合であって、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受けるときは、その死亡の日から1年を経過するまで、申請を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期限内に申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、申請を行うことができるものとする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、これを審査し、見舞金の支給を行うことを決定したときは、三条市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)により、見舞金の支給を行わないことを決定したときは、三条市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給決定の取消し等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給決定を受けた者があった場合又は支給対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該支給決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しの要否を確認するために必要があるときは、支給対象者その他関係人に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消したときは、三条市犯罪被害者等見

舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

4 第1項の場合において、市長は、既に見舞金が交付されているときは、見舞金の返還を命ずることができ、見舞金の支給を受けた者はそれに従わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。